

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（498）」

2. 日時：平成29年11月21日 10時00分～12時30分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議卓A

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

皆川保安規定係長、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 技術・安全グループマネージャー（他6名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』を用いて、東海第二発電所の重大事故等対策の有効性評価（SFP燃料損傷防止対策及び停止時燃料損傷防止対策）のうち、「想定事故1」、「想定事故2」、「崩壊熱除去機能喪失」、「全交流動力電源喪失」、「原子炉冷却材の流出」及び「反応度の誤投入」について、これまでのヒアリングにおける指摘事項への回答として、資料の記載を変更した点等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【全交流動力電源喪失（停止時）】

- 原子炉建屋の環境条件の悪化の観点から、事象発生後のサプレッション・プールの水温及び水位の挙動について整理して提示すること。

【原子炉冷却材の流出（停止時）】

- 手順上、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）使用時に、残留熱除去系の系統加圧ラインの手動弁を閉止するとしているが、その考え方を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価比較表